

固定資産評価審査委員会
訓 令 第 1 号
令和3年6月16日

砂川市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

砂川市固定資産評価審査委員会
委員長 加 藤 直 之

(別 紙)

砂川市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令

砂川市固定資産評価審査委員会規程（平成12年固定資産評価委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年6月16日から施行する。